

# 「安倍改憲」のよみがえりをどう阻止するか

永山茂樹（東海大）

2022年 日本国憲法施行（1947年5月3日）から75年

1972年 沖縄「返還」 日中国交正常化

「日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。」（1972年日中共同宣言 前文）

## 1、「安倍改憲」＝自民「憲法改正草案」の挫折

自民党「憲法改正草案」（2012年）

→ 「在任中の改憲」？ 「東京五輪までの改憲」？

安倍改憲の挫折 背景

### ①アメリカの「改憲熱意」の弱まり

いわゆる「知日派」の支援 あるいは恫喝 「アーミテージ報告」

安保関連法の制定（2015）> 自衛隊法改正

自衛隊による米艦警護の常態化 年間20件

日米にくわえ豪印4カ国（「クワッド」）の対中包囲網 共同訓練

シナイ半島への自衛隊員派兵（2019）

アメリカ政府にとっての課題は、

「在日米軍基地を自由に使う」＋「武器爆買い」＋「防衛費負担増」以外にない  
兵器の開発・生産・供給における対米従属が進行する

### ②広義「アベノミクス」の失敗

安倍の個人的人気（！）と一体化した改憲策動

安倍人気＝アベノミクス＝アベノマスク

安倍退陣とともにそのエネルギーが失われること

（ア）「トリクルダウン」は起きず、格差・貧困は拡大

証券市場への資金流入を加速するはずの「年金2000万円不足」問題

投資する資金をもたない無貯蓄層が増加しているのに…

追い打ちをかけたコロナ禍

非正規労働者、医療・介護・保育の疲弊、飲食店、

(イ) 利益誘導政治の限界（モリトモ、桜、検察人事、河井夫妻など）  
「栄養源」であると同時に「アキレス腱」となった金権腐敗

③国民の9条意識、市民と野党の連携

(ア) カンフル剤の限界

「北朝鮮拉致・ミサイル・防空訓練」、「イラン近海のタンカー航行」

(イ) 国会・憲法審査会における野党の抵抗

憲法審査会を開かせない

憲法改正国民投票法をみとめない

立憲野党を支えてきた国会の外の民衆

## 2、自民党改憲「四本柱＝条文イメージ」（2018年）で仕切り直し

全面改憲（改正草案）を、4項目に絞ること の効果

目くらまし（あれもある・これもある）、

裾野をひろげる（選挙制度、教育条項などによる公明・維新の取り込み）、

9条改憲を補う（緊急事態における首相独裁＝「戦争をする国」）

4項目のうちとくに深刻なのは

①9条改憲、

②緊急事態条項改憲、あわせて

③憲法によって国家権力を統制する、という立憲主義事態が攻撃の対象

①9条改憲

9条に自衛隊に関する規定を置く 「9条加憲」

9条の二 1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

同条2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

(ア) 軍事にたいして憲法上の正当性を付与すること  
人権制限や地方自治制限の「憲法上の」根拠となる

(自衛隊によるデモ参加者調査、辺野古新基地建設に対する沖縄県の抵抗?)

(イ) 自衛隊の権限の問題

(a) 集団的自衛権の行使

2014 年内閣の憲法解釈変更によって「集団的自衛権」込みの自衛権になっている  
集団的自衛権行使のための武力行使 = 台湾海峡・米艦防護のための武力行使

(b) 敵基地攻撃

1956 年の政府解釈 敵基地攻撃は 9 条に反している  
2019 年以降 自民党による解釈変更の可能性  
実態 (装備・指揮体系) はすでにそこに踏み込んでいる

(ウ) 日米安保体制のいっそうの「深化」

米軍と一体化した自衛隊、「戦争をする国」

大切なのは、抽象的な 9 条論 (それも重要) だけでなく、日米安保・地位協定の下で何がおこるか  
かを考えることではないか

(エ) 「いまとなにもかわらない」論にたいして

もしなにもかわらないなら、あえて改憲の必要はない という 切り返し  
「不必要なものに変えてはいけない」という硬性憲法・立憲統制主義に立脚する反論  
この反論は、「9 条改憲でなにもかわらない」という説明を認めたわけではない

② 緊急事態条項改憲

憲法にあらたに緊急事態条項を設ける

73条の二 1項 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

同条2項 内閣は前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

64条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる

(ア) 内閣に政令制定権を付与する

通常の政令 (内閣の発出する命令) なら、改憲の必要はない。現状で可能

どう変えるか

内容面の無制限

国民の権利制限、地方自治権、財政支出など、  
いずれも内容面では、法律のさだめと無関係に、政令で決めることができる  
明治憲法において天皇がもった命令制定権 以上に 強力なものとなる

手続の無制限

国会の承認は不要（求められるのは、事後承認のみ）  
国会審議がなければ、事実上、無制限になる

（イ）国会議員の選挙を停止する

任期がおわっても、国会の判断で選挙を停止し、現職議員が継続  
現職議員は一般に選挙をのぞまない だから、選挙延期の可能性が高くなる

国会の判断によって、国民から選挙権行使の機会をうばう  
＝国民主権原理の否定

もし衆議院議員選挙がおこなわれなければ、  
内閣総理大臣を選び直す機会も、事実上、うしなわれる

「緊急事態」であることを理由にした、首相独裁政治体制

（ウ）そもそも緊急事態条項は

緊急事態条項をおいてしまうと、日常的な政治（議会制民主主義、法律を制定して災害に備えること）が怠けることになる（緊急事態になったら、そのときに政令をつくれればよい、という理由で）

東日本大震災、新型コロナなどで、「憲法に緊急事態条項がなければならなかった事例」「憲法に緊急事態条項があれば助かった事例」を、改憲派はまだあげることができない。

憲法に緊急事態条項を置く国でも、それを用いずに対応している・対応できている国が多い。

日本国憲法は、制定の審議過程において、「意識的に」緊急事態条項を置かないことにした（緊急事態を口実にして、民主政治を破壊する例が多いから） 1930年代、ドイツ大統領が緊急事態権を乱発したことが、ドイツの議会制民主主義が崩壊する要因となった

③ 立憲主義自体を攻撃する改憲

### 3、岸田政権（2021年）下の改憲運動と、その阻止

#### ① 菅政権における改憲問題

行政における憲法破壊が進行する一方で、明文改憲がおもてにでてこない  
改憲による政権維持 という動機がなかった  
安倍が後景にまわり、二階が前面に

#### ② 憲法をめぐる政治のうごき

（ア）自民とともに、維新・国民が憲法審査会の開催を主張  
従来のルール（全会一致による開催）を反故にして、改憲派が暴走する

改憲実質審議を阻んできた憲法改正国民投票法（改憲投票法）改正成立（21年6月）

多くの問題点が残る欠陥法 それは各院でこれまでに付された付帯決議のおおさ、それらが放置されていること、審議の過程であらたにあきらかになった深刻な問題点のあること、にもあらわれている

たとえば

改憲国民投票運動におけるテレビなどをつかった有料広告の制限がないこと（お金のある団体がテレビCMを独占できる） もともと「メディアの自主的規制をもとめる」という趣旨で立法が行なわれたが、のちにメディア関係（参考人）が「自主規制をしない」と述べている。つまり自主規制論はすでに破綻している。その点を補うためのさらなる法律改正が、投票実施にききだつて必要である／

公務員や教員などが国民投票にさいして、自由に発言することができないおそれ（十分な情報に基づく議論 なしの 投票）／

期日前投票の会場が確保されない、時間が短縮されるおそれ（投票のしづらさ）／  
郵便投票制度が不十分で、投票所にでかけにくい人を排除する など

このままの国民投票法をじっさいに使わせることは、改憲国民投票権参加権（憲法 96 条）・法の下での平等（憲法 14 条）などを侵害することになる（憲法違反）

（イ）2021年衆院選の結果（21年10月）

自民は若干議席を減らす、絶対多数を維持

維新・国民あわせて、改憲派は発議に必要な3分の2を上回る議席

立憲野党は、政権交代を実現できず

憲法審査会の定例開催要求

予算案審議の期間もふくめて審査会を毎週開く、という要求（維新・国民）

これにたいして

（a）毎週定例開催を拒む コロナ収束が見通せない中で「そんなことやってる場合か」

(b) 改憲国民投票法の諸問題を追求する このままでは実施できない欠陥法「まともな手続もないの」にできるか

(c) 改憲案の実質審議に入らせない＝憲法審査会の役割の一つ。現行憲法が正しく運用されているかを点検すること（53条。野党の要求があれば臨時会の召集を決定しなければならない。しかし安倍・菅は、それを拒んできた / 行政機関による情報の隠蔽・改ざんが続くこと。アベノミクスを正当化してきた国交省統計のウソ。国民の「知る権利」憲法 21 条を侵害）「憲法かえるまえにまず憲法を守れ」

いずれも立憲野党の議員の努力だけでなく、国会の外の民衆の声が重要

「安倍改憲」のよみがえり？

挫折した安倍改憲をよみがえらせようという試み

産経電子版（2022年2月1日） 自民党は2月1日、憲法改正実現のため、憲法集会を全国展開する運動を始動させる。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、2月中にも党所属国会議員による集会をスタートさせたい考え。「国民の理解が進み、国民の雰囲気が変わることが、国会の議論を後押しする」（岸田文雄首相）環境づくりに向け、機運をさらに高められるかが焦点となる。／党憲法改正実現本部は2月1日、傘下の国民運動委員会役員や全国11ブロックごとの責任者となる国会議員を集めた会議を開く。古屋圭司実現本部長、新藤義孝国民運動委員長が今後の活動方針を示す。／具体的には、すべての党所属国会議員に地元での集会開催を求める。国民運動委員会は各地への講師派遣や会場費用補助などの支援を行う。中堅議員を中心に任命されるブロック責任者が各都道府県連や議員支援の窓口になり、取り組み状況をチェックする。集会が未開催なら開催を促す。

(ウ) 2022年の課題

「国民の理解が進み、国民の雰囲気が変わることが、国会の議論を後押しする」（首相）のであれば、われわれには、「国民の反改憲の理解を深め、国会の憲法改正反対の議論を後押しする」ことが必要となる

22年7月 参議院通常選挙

憲法改正問題を軸にしながら、候補者選定をいそぐ

改憲派の議席を減らし、改憲発議（総議員の3分の2以上）をさせない

参院選挙（候補者選定過程から投開票まで）を通じて、有権者にたいして、安倍改憲の問題点をあらためて伝える（国民投票の実施にたいして先回りした運動が大切。なぜなら発議から60日から180日で投票が行われるから。しかも現状ではテレビの有料広告は無制限なのだから）

国民投票（現行法では）

有権者（18歳以上）

条文ごとに賛否の投票

有効投票総数の過半数が賛成で成立 これを阻止する